

養育費の受給はこどもの権利です

公正証書等作成の際の、 本人負担費用について補助します

前橋市では、「養育費の安定的な確保支援」及び「ひとり親家庭における子どもの貧困解消」に向けて、養育費確保支援事業を行っています。

公正証書等の作成について、本人が負担した費用を補助
します（1人1回のみ 上限43,000円）



対象者	<p>前橋市内に居住し、申請の際にひとり親（※）であって、以下の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none">（1）養育費の取決めに係る経費を負担している方（2）養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書等を有している方（3）養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方（4）過去に同様の補助金を交付されていない方 <p>※異性と事実婚関係にある方は対象外です</p>
------------	---

<対象経費>

- ① 公証人手数料令に規定する手数料（養育費以外の法律行為のみに係る手数料を除く）
- ② 家庭裁判所の調停申立て・裁判に要する収入印紙代、連絡用郵便切手代（離婚請求・養育費請求の費用に限る）
- ③ 戸籍謄本等添付書類取得費用（養育費に関連するものに限る）

<必要書類>

- ① 児童扶養手当証書（証書がない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本）
※戸籍謄本は離婚日が記載されたもの。申請日から遡って6か月以内に児童扶養手当申請に係る添付書類として提出している場合は省略可
 - ② 補助対象経費の領収書原本で次の記載のあるもの
（宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所・氏名・領収印。ただし、郵便局・官公署発行の場合はレシートでも可）
 - ③ 債務名義化された文書（公正証書、調停調書、和解調書等）
 - ④ 申請者名義の通帳又はキャッシュカード
- ※ 追加で必要書類が発生する場合があります



申請先・問い合わせ先
前橋市保健センター2F 子ども支援課
027-220-5701（直通）
（申請期限は文書作成日から6か月以内）